

# 警報発表時の措置

暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報などの警報が発表された時、下記のように対応をお願いします。各家庭においても、ラジオ・テレビ・防災無線・インターネットなどで気象情報を把握して、児童の安全確保にご協力ください。

## 瑞浪市に警報が発表された場合

### 1 瑞浪市に警報が出ている場合は、防災無線が流れる。

午前6時00分現在警報発表中の場合・・・「こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇警報が発表されています。」 午前6時00分に通報  
午前6時00分以後に警報発表の場合・・・「こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇警報が発表されました。」 発表時点で通報

### 2 午前6時の状況で判断する。

#### (1) 午前6時に警報が出ている場合

- ・臨時休校とする。（登校しない。）

#### (2) 午前6時までに解除された場合

- ・通常通り登校する。
- ・給食は実施する。

- ・警報が解除されてから登校する場合、通学路の安全を確かめ、注意して登校する。
- ・橋の流失、崖崩れ、倒木等で危険が予想される場合、その他登校が困難な場合（バスの運休等）は登校しなくてもよい。この場合は登校できない旨を学校へ連絡する。
- ・解除された場合でも危険であると判断した場合は、メールで臨時休校等のお知らせをする場合もある。

**※通学路の安全が確保されにくい場合は、緊急避難的な措置として、各支部(支部長・保護者)の判断で通学路を変更してください。**

### 3 学校にいる時に警報が発表された場合

- ・保護者へメール配信を行い、家からの迎えを依頼する。  
なお、保護者（家族）に直接引き渡すまで児童を学校で安全に待機させる。
- ・メールが使用できない場合は、電話で各支部長(第1～2連絡先)に地区への周知をお願いする場合がある。

<令和3年5月改正>